

- を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札時まで提出したもの。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 5 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県土木部土木技術管理室（熊本県庁行政棟本館11階）
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 6054
- (2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、平成17年9月12日までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年9月21日 午後1時30分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階902会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、6の記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県土木部土木技術管理室（熊本県庁行政棟本館11階）
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 6054
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じて得た額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金
契約しようとする者が、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月額（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第677号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年9月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	花岡西	平成14年10月28日	平成15年5月9日	熊本県

熊本県公告第678号

県宮柳瀬地区（第1工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年9月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年9月5日から
平成17年10月4日まで
- 2 縦覧の場所 相良村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼**熊本県労働行政プラン検討委員会公告第2号**

熊本県労働行政プラン検討委員会の第2回の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年9月2日

熊本県労働行政プラン検討委員会

- 1 開催日時
平成17年9月8日（木）
午前10時00分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館2階AV会議室
- 3 議題
 - (1) 若者支援部会及び誰もが働きやすい環境づくり部会の検討状況について
 - (2) 中間試案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県労働行政プラン検討委員会事務局（熊本県商工観光労働部労働雇用課労働企画班）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 5224）

天草地域保健医療推進協議会公告第1号

天草地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成17年9月2日

天草地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成17年9月9日（金）
午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本県本渡市今釜新町3530
熊本県天草地域振興局会議棟 2階大会議室